



望月綜合法務事務所便り

連絡先：〒612-8411
京都市伏見区竹田久保町2番地
TEL：(075) 644-9252
URL：http://www.office-mochizuki.com

最低賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者 への支援事業

◆令和4年度の地域別最低賃金が改定に

令和4年10月より最低賃金が改定されます(地域により、発効日は異なる)。47都道府県で30円~33円の引上げ(全国加重平均額31円の引上げ)となります。改定後の全国加重平均額は961円(昨年度は930円)で、最高額は1,072円、最低額は853円となります。

厚生労働省と経済産業省は連携して、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施していますので、以下でご紹介します。

◆専門家派遣・相談等支援事業(ワン・ストップ&無料の相談・支援体制を整備)

各都道府県にある働き方改革推進支援センターに配置している専門家が、無料で事業主からの労務管理上の悩みを聞き、アドバイスを行っています。

◆業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成します。

◆働き方改革推進支援助成金(業種別団体の賃金底上げのための取組みを支援)

中小企業事業主の団体やその連合団体である事業主団体等が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組みを実施した場合に、その事業主団体等に対して助成します。

◆その他の支援

その他、日本政策金融公庫では、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資しています(企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金))。

【厚生労働省「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygonushi/shienjigyuu/index.html

下請中小企業振興法「振興基準」の改正

◆振興基準とは

下請中小企業振興法の「振興基準」が改正されています(令和4年7月29日施行)。振興基準とは、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者および親事業者のよるべき一般的な基準として、下請中小企業振興法の規定に基づき定められたものです。振興基準に定める具体的な事項について、主務大臣(下請事業者、親事業者の事業を所管する大臣)は、必要に応じて下請事業者および親事業者に対して指導、助言を行います。

今般の改正では、価格交渉や価格転嫁しやすい取引環境整備、および下請Gメンが把握した問題事例への対応

に関する事項などが示されています。

◆主要な改正事項

【1】価格交渉・価格転嫁
○毎年9月および3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉え、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこと

○労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した下請事業者からの申出があった場合、遅滞なく協議を行うこと

○下請事業者における賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定すること

【2】支払方法・約束手形
○下請代金は、物品等の受領日から起算して60日以内において定める支払期日までに支払うこと

○令和8(2026)年の約束手形の利用廃止に向け、できる限り、約束手形を利用せず、また現金払いを行うこと

【3】パートナーシップ構築宣言

○パートナーシップ構築宣言を行い、定期的に見直すこと。また、社内担当者・取引先に宣言を浸透させること

【4】知財取引・その他

○下請事業者の秘密情報(ノウハウ含む)の提供や開示を強要しないこと

○下請事業者の直接的な利益に十分に配慮した協議や書面等での合意を行わずに、協賛金、協力金等を要請しないこと

○取引上の交渉の際に、威圧的な言動による交渉を行わないこと

【中小企業庁「振興基準」】

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun.htm#zenbun

10月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

11日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31日

○個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月~

9月分> [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管理、給与計算、各種許認可申請、民事・家事事件、就業規則見直し、労基署・年金事務所の調査の立会い等について、ご不明な点やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい。

